平成31年２月28日

平成31年第１回神奈川県議会定例会

厚 生 常 任 委 員 会 報 告 資 料

健康医療局

目　次

ページ

１　医師修学資金貸付条例等の改正について １

２　「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」改正案について　３

３　受動喫煙防止対策について ６

４　「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第４次）案について ９

５　動物愛護管理の取組みについて 12

１　医師修学資金貸付条例等の改正について

県では神奈川県産科等医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例により、県内の医師を確保することを目的に、県内で医学部を有する４大学の学生に対し、県が指定する診療科の業務に一定期間従事することを条件として修学資金を貸与している。

このたび、医療法改正、医療法改正に伴う関連通知、及び当該修学資金の貸付対象である医学部定員枠の臨時増員の時限延長に伴い、両条例を改正する必要があるため、その概要について報告する。

(1)　経緯

平成30年７月　医療法改正及び関連通知（キャリア形成プログラム運用指針について）
医師免許取得後に県内で一定期間勤務する際の勤務先等のキャリア形成の方向性を定めた「キャリア形成プログラム」に関する運用指針を規定

平成30年12月　文科省及び厚労省通知（平成32年度の暫定的な医学部入学定員の増加の取扱について）
臨時増員が平成33年度まで暫定延長
神奈川県地域医療支援センター運営委員会において条例改正について協議

(2)　改正素案

ア　改正のポイント

・「医療法改正及び関連通知」を踏まえたキャリア形成プログラムの適用の義務化、県内就業の義務年限の見直し、義務年限の中断要件の見直し

・県内の医療需要等を踏まえた指定診療科の見直し、二つの条例の統合

イ　改正の内容

(ｱ)　「医療法改正及び関連通知」を踏まえた条例見直し項目

ａ　キャリア形成プログラムの適用

医師修学資金貸与者は、卒業後、県内での就業が義務付けられた期間においては、医師不足地域等での勤務を含む予め県が定めたキャリア形成プログラムに参加し、同プログラムを適用することを原則とする。

b　県内就業を義務付ける対象期間（義務年限）の見直し

２年間の臨床研修後、９年間の県内就業を義務付けていたが、臨床研修を含む９年間の県内就業を義務付ける。

c　義務年限の中断要件の見直し（施行規則の改正）

義務年限期間の中断要件に、大学院進学や海外留学を認める。

(ｲ)　県内の医療需要等を踏まえた条例見直し項目

a　指定診療科の見直し

対象となる大学間で一部異なっていた指定診療科を統一するとともに、新たな診療科である総合診療科を加え、産科、小児科、外科、麻酔科、内科、救急科、総合診療科の７診療科を指定診療科とする。

b　地域医療医師修学資金貸付条例と産科等医師修学資金貸付条例との統合

地域医療医師修学資金貸付条例の対象に横浜市立大学を加え一本化とし、産科等医師修学資金貸付条例適用者（横浜市立大学）については、必要となる経過措置等を規定する。

(3)　今後のスケジュール

平成31年５月　神奈川県医療対策協議会で協議
６月　第２回定例会に条例改正議案を提出
７月　改正条例の交付、施行

２　「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」改正案について

今年度中に改正予定の「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」（以下「作成指針」という。）について、改正案を作成したので報告する。

(1)　これまでの経過

平成30年6月	厚生常任委員会に改正を報告
8月～10月	市町村、関係団体への意見照会を実施
9月	厚生常任委員会に改正骨子（案）を報告
12月	厚生常任委員会に改正素案を報告
	改正素案に対するパブリック・コメントの実施（～平成31年１月）

(2)　改正案の概要

ア　要配慮者の定義と特徴

「要配慮者」とは、災害対策基本法の規定により、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義され、災害時の避難行動や情報受伝達等に「特に配慮を要する者」である。高齢者や障がい者等を一律に要配慮者として捉えるのではなく、災害時に必要な配慮の内容に着目することが必要である。

そこで、改正案では、要配慮者の個々の特性（聴覚障がい者、視覚障がい者、肢体不自由者、認知症の人など）に応じた情報伝達方法をあらかじめ検討し防災情報伝達への活用を進めるなど具体例を数多く盛り込み、市町村が災害時に必要な配慮の内容に着目しやすいよう工夫した。

なお、災害対策基本法の規定に合わせ、作成指針の名称を「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」に改める。

イ　自助、共助、公助

要配慮者にあっても、自ら可能な範囲で防災対策を実践する「自助」が重要であり、共助を進めるためにも、積極的な取組が不可欠である。

要配慮者は、災害時の避難行動や情報受伝達等ができない、または困難であるため、周囲の支援や配慮といった「共助」が必要である。

「公助」については、自助・共助の大切さや共生の視点について、広報や訓練、研修等を通じて平時から住民に分かりやすく説明して意識付けを行うことが重要である。

そこで、改正案では、自助・共助の大切さ等について、改めてわかりやすく記載するとともに、外国人住民も参加する訓練や保健福祉専門職ボランティアの事前登録制度を紹介するなど自助・共助を促す様々な具体的な取組事例を紹介する、あるいは共助の担い手である職能団体やボランティアとの具体的な連携について記載した。

ウ　使いやすく実効性のある指針

市町村にとって使いやすく実効性のある指針となるよう、要配慮者支援の活動概要と国・県の指針類の関係を表で示すとともに、市町村の具体的な取組事例を、数多く指針に盛り込んだ。

(3)　改正素案に対するパブリック・コメントの状況

ア　意見募集期間

平成 30 年 12 月 21 日～平成 31 年 1 月 21 日

イ　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ　提出された意見の概要

(ｱ)　意見件数　34 件

(ｲ)　意見の内訳

区　　分	件　数
(ｱ)　基本的な考え方	2 件
(ｲ)　避難行動支援	11 件
(ｳ)　避難生活支援	20 件
(ｴ)　広域支援	1 件
計	34 件

(ｳ)意見の反映状況

区　　分	件　数
(ｱ)　新たな指針案に反映しました。	17 件
(ｲ)　新たな指針案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	0 件
(ｳ)　今後の施策運営の参考とします。	13 件
(ｴ)　反映できません。	1 件
(ｵ)　その他（感想・質問等）	3 件
計	34 件

(ｴ)　主な意見

a　新たな指針案に反映した意見

・　要配慮者利用施設における避難確保計画について、助言・指導に加え、合同の訓練を実施することが望ましい旨記載してほしい。

・　福祉避難所などの移動先を写真で提示してほしい。

・　福祉避難所などの移動先の情報は要配慮者本人が納得する時間が必要なので、早めに提示してほしい。

b　今後の参考とする意見

・　近所の方と顔の見える関係を構築し、安否確認に協力してもらう取組をしてほしい。

・　居住区域外で被災した場合、他の市区町村でも要配慮者として必要な支援が受けられるようにしてほしい。

c　反映できない意見

・　障害福祉サービス事業所は発災時も利用者支援をしなければならないが、対応すべき範囲の基準を示してほしい。

d　その他（感想・質問等）

・　この指針のとおりに市町村の体制が整備されれば幸いに思う。

(5)　今後のスケジュール

平成31年３月　改正指針の公表

＜別添参考資料＞

参考資料１　「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」改正案

３　受動喫煙防止対策について

本県の受動喫煙防止対策に関し、県民、事業者の意識を把握し、今後の条例の見直し検討の参考資料とするため、平成 19 年度から定期的に実施している「受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査」の調査結果（速報）を取りまとめたので、報告する。

(1)　調査の概要

県民及び施設を経営する事業者に対し、同条例に対する意見・考え方等についてアンケート形式で調査を行った。

ア　調査対象・期間等

	県民意識調査	施設調査
調査対象	県内在住の満20歳以上の男女5,000人	県内に所在する条例対象施設5,000施設
調査期間	平成30年９月11日～９月25日	
有効回答数（有効回収率）	2,563（51.3%）	2,434（48.7%）

イ　主な調査結果

(ｱ)　受動喫煙に対する意識と条例の認知状況

区　分	県　民		施　設	
	H30	H27	H30	H27
「受動喫煙」という言葉を認識	95.0%	87.0%	97.8%	95.6%
「受動喫煙が健康に影響がある」と認識	91.5%	89.5%	89.2%	93.5%
「受動喫煙防止条例」が制定されていることを認識	62.4%	56.6%	85.5%	85.5%

(ｲ) 受動喫煙防止対策に関する県民の認識状況《県民》

区　　分	県　民	
	H30	H27
禁煙や分煙のお店などの数が「増えた」と認識	67.1%	65.9%
禁煙や分煙の表示を見かける回数が「増えた」と認識	62.3%	60.3%

(ｳ) 受動喫煙防止対策に関する施設の対応状況《施設》

区　　分		施　設	
		H30	H27
第１種施設	禁煙（喫煙所設置含む）	85.1%	84.3%
第２種施設	禁煙（喫煙所設置含む）	57.4%	58.8%
	分煙	11.7%	9.1%
特例第２種施設	禁煙（喫煙所設置含む）	30.2%	25.8%
	分煙	4.5%	6.6%

(ｴ) 受動喫煙防止対策について県に期待すること（複数回答可）
《県民》

	質問の内容	H30	H27
①	喫煙者のマナー向上のための普及啓発	60.3%	63.5%
②	未成年者への喫煙防止教育	51.9%	55.7%
③	受動喫煙による健康への悪影響の普及啓発	50.2%	49.1%
④	受動喫煙に関する規制の強化	29.4%	26.1%
⑤	受動喫煙防止条例の着実な運用	28.7%	27.4%
⑥	たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート	27.1%	26.3%
⑦	施設管理者への経済的・技術的な支援	16.0%	12.2%
⑧	規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進	5.8%	5.2%

《施設管理者》

質問の内容		H30	H27
①	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.5%	64.6%
②	受動喫煙による悪影響についての普及啓発	43.6%	47.2%
③	未成年者への喫煙防止教育	34.3%	42.5%
④	たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート	23.4%	25.4%
⑤	受動喫煙防止条例の着実な運用	20.2%	17.6%
⑥	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援	19.7%	17.7%
⑦	受動喫煙防止に関する規制の強化	12.0%	11.6%
⑧	規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進	6.2%	3.6%
⑨	施設や団体との連携・協働	5.9%	5.5%
⑩	施設の管理者への技術的な支援	4.3%	5.0%

(2)　今後のスケジュール

平成31年３月　第２回たばこ対策推進検討会の開催

＜別添参考資料＞

・参考資料２　平成30年度　受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査の結果（速報）について

４　「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第４次）案について

平成 28 年３月に改定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（平成 28 年度～平成 30 年度)」（第３次）の設定期間が満了することから、現在の食を取り巻く社会情勢に対応するため、平成 31 年度（2019 年度）を初年度とする新たな指針を策定することとし、今般、指針の改定案を作成したので報告する。

(1)　これまでの経過

平成30年12月　　厚生常任委員会に素案を報告
平成30年12月～平成31年１月　　素案に対するパブリック・コメントの実施
平成31年２月　　第２回食の安全・安心審議会を開催
食の安全・安心審議会から答申

(2)　案の概要

ア　改定の趣旨

第３次指針の基本的な考え方は継承しつつ、この３年間に発生した事案や関係法令の改正などに対応した内容を盛り込み、さらなる食品の安全性の確保と、県民の食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため改定を行う。

イ　設定期間

2019 年度から 2021 年度までの３年間

(3)　素案に対するパブリック・コメントの状況

ア　意見募集期間

平成 30 年 12 月 19 日～平成 31 年１月 17 日

イ　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、食品等関係団体への情報提供

ウ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ　提出された意見の概要

(ｱ)　意見件数　15 件

(ｲ)　意見の内訳

区　　分	件　数
(ｱ)　指針全般に関するもの	3 件
(ｲ)　施策の方向性に沿った取組みに関するもの	4 件
(ｳ)　重点的取組みに関するもの	8 件
計	15 件

(ｳ)　意見の反映状況

区　　分	件　数
(ｱ)　新たな指針案に反映しました。	3 件
(ｲ)　新たな指針案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	6 件
(ｳ) 今後の施策運営の参考とします。	4 件
(ｴ) 反映できません。	0 件
(ｵ) その他（感想・質問等）	2 件
計	15 件

(ｴ)　主な意見

a　新たな指針案に反映した意見

・　食品衛生法の改正により制度化されたHACCPによる衛生管理の導入に向け、特に小規模事業者等へ丁寧な指導を行ってほしい。

・　SDGsへの取組みについて、関係する説明や取組みとの関連性をわかりやすく示してほしい。

b　新たな指針案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

・　リスクコミュニケーションは食の安全･安心の根底をなすものであることから、工夫を図り推進してほしい。

・　TPP11が発効されたことを受け、今後、輸入品の増加が見込まれることから、輸入食品の安全性の確保に取り組んでほしい。

c　今後の参考とする意見

・　情報の共有化の推進にあたっては、現在の取組みに加え、他の関連する団体との連携についても検討してほしい。

(4)　食の安全・安心審議会からの答申

ア　審議会の結論

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第８条第１項に規定する指針として適切な内容であると認める。

イ　審議会の意見

・　「リスクに関する相互理解」の取組みの推進にあたっては、関係機関等と連携し、わかりやすく情報提供するとともに、県民からの意見を積極的に聞く機会の確保について工夫を行うこと。

・　県が実施する事業について積極的に周知すること。
・　食品表示の適正の確保について、実施方法を工夫し、適正に推進すること。

(5)　今後のスケジュール

平成 31 年３月　食の安全・安心推進会議で指針案を報告、指針の決定

＜別添参考資料＞

・参考資料３　かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第４次）（2019 年度～2021 年度）案

５　動物愛護管理の取組みについて

動物保護センター新築工事（衛生）の請負業者の事業停止に伴う工事期間の延長について、経緯等を報告する。
また、新しい動物保護センターに対するネーミングライツパートナーの募集結果について、報告する。
併せて、新しい動物愛護管理の総合的施策として「神奈川県動物愛護管理行動計画」（案）を策定したので、報告する。

(1)　動物保護センター新築工事の工事期間の延長について

ア　経緯

- 動物保護センター新築工事（衛生）を請け負っていた「東海氣熱（とうかいきねつ）株式会社」が不渡手形を出し、1 月 12 日から衛生関係の工事が中断したため、当該事業者との契約を解除し、新たな事業者を選定することとなった。
- 衛生工事の中断により、他の４工事（建築・電気・空調・外構）についても、工期の延長及びこれに係る経費が発生することから、変更契約を締結する必要が生じた。
- そのため、契約額が６億円を超えている建築工事の変更契約及び工期の延長に伴う補正予算の議案を提出した。

イ　新たな衛生工事の請負事業者

事業者名：株式会社神成工業（しんせいこうぎょう）
工　　期：平成 31 年２月 25 日から平成 31 年３月 29 日
※ 補正予算案の議決後に４月 26 日まで延長予定
請負金額：92,880,000 円
〔参考〕東海氣熱株式会社との契約内容
工　　期：平成 30 年３月７日から平成 31 年２月 28 日
請負金額：192,443,040 円

ウ　開所時期

工事完了予定が、平成 31 年４月 26 日となることから、各種検査や備品の搬入等の期間を考慮すると、開所は平成 31 年６月頃となる見込み。

エ　その他の影響

動物保護センターの名称について、建替え後の機能見直し等に伴い、平成 31 年４月１日から名称を「動物愛護センター」と変更することとしているが、工期が延長されたため名称変更の施行期日を変更する議案を提出した。

(2)　ネーミングライツパートナーの募集結果

ア　優先交渉者

選定委員会において、次のとおり、各諸室の優先交渉者が選定された。

諸室名	優先交渉者	愛称	命名権料※（年額）
ふれあいホール	ｱﾆｺﾑ損害保険(株)	ｱﾆｺﾑふれあいﾙｰﾑ	50 万円
WAN（ワン）ルーム　(犬)	学校法人 湘央学園	湘央学園 WAN ﾙｰﾑ	50 万円
NYAN（ニャン）ルーム (猫)	(株)ハチたま	toletta（トレッタ） NYAN ﾙｰﾑ	50 万円
グルーミング室	－	－	－

※　契約額は消費税及び地方消費税を加えた額となる。

イ　契約期間及び金額

動物保護センター建設工事期間の延長に伴い、契約期間については開所の日から平成 36 年３月までとする方向で調整を進める。

命名権料については、初年度は年額を日割りした額とし、次年度以降は、年額どおりとする方向で調整を進める。

(3)　「神奈川県動物愛護管理行動計画」（案）

ア　策定の趣旨

本県は、県と県内保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市（寒川町含む））で、法に基づく 10 年計画である「神奈川県動物愛護管理推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定し、全県的に動物愛護管理の推進に取り組んでいる。

また、平成 31 年度には、「神奈川県動物保護センター」が新たに「神奈川県動物愛護センター」として開所する予定である。

そこで、普及啓発から災害時対策まで多岐にわたる動物愛護管理施策を総合的に推進するため、推進計画に基づき本県が実施する具体的な事業内容を示すものとして「神奈川県動物愛護管理行動計画（５年）」を新たに策定する。

イ　基本的事項

(ｱ) 位置付け

期間中に重点的に取り組む事業、動物愛護センターを拠点とした事業及び推進計画で取り組むこととしている 12 の施策について、県が実施する事業の具体的な内容を示すもの。

(ｲ) 期間

2019 年度から 2023 年度までの５年間とする。

(ｳ) 実施機関

県生活衛生課、動物愛護センター、保健福祉事務所（各センター）、衛生研究所

(ｴ) 適用区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（寒川町を含む。）を除く神奈川県内全域を対象とする。（一部事業は藤沢市及び茅ヶ崎市（寒川町を含む。）も対象。）

ウ　重点的取組み

昨年度設置した「神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会」からの報告を踏まえ、次の３点について重点的に取り組む。

【重点１】いのちを守りつなぐ取組み

〇保護される動物を減らす取組み（入口対策）

・多頭飼育崩壊対策

・所有者不明猫の避妊・去勢手術　など

〇返還・譲渡を増やす取組み（出口対策）

・かながわペットのいのち基金を活用した保護動物の治療やしつけ

・譲渡会の開催

・マイクロチップの普及　など

【重点２】動物愛護の普及啓発を推進する取組み

・動物愛護センターにおける情報発信の充実

・子ども向け普及啓発ツールの活用・作成

・シニア向けの適正飼育講座　など

【重点３】災害時動物救護対策を推進する取組み

・災害発生時を想定した模擬訓練

・飼い主向けのペットの災害対策教室　など

エ　動物愛護センターを拠点とした事業展開

新しく生まれ変わる動物愛護センターの４つのコンセプトに基づき事業を展開する。

【コンセプト１】保護した動物を生かす事業

・ペットのいのち基金を活用した、保護犬猫等の治療・馴化
・神奈川県獣医師会と連携した保護犬猫の治療
・「ふれあい譲渡室」を活用したマッチングの推進

【コンセプト２】動物愛護の普及啓発事業

・動物とのふれあいや飼育体験などを通して、子どもたちがいのちの大切さを学ぶイベントの開催
・普及啓発ツールの作成

【コンセプト３】ボランティアと協働した事業

・ボランティアと連携した普及啓発事業の実施
・県とボランティアの合同譲渡会の開催

【コンセプト４】災害時の動物救護を推進する事業

・模擬訓練の実施
・ペットの災害対策教室の開催

オ　推進計画の 12 の施策に沿った事業

次の 12 の施策について、県が実施する事業の具体的な内容を示す。

施策１　動物愛護管理に関する普及啓発
施策２　動物の収容数減少への取組み
施策３　動物の返還・譲渡の推進
施策４　所有明示の推進
施策５　動物による危害や迷惑の防止
施策６　遺棄・虐待防止の取組み
施策７　動物取扱業の適正化
施策８　実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
施策９　人と動物の共通感染症への取組み
施策 10　災害時対策
施策 11　人材育成
施策 12　調査研究の推進

カ　今後のスケジュール

平成 31 年３月　行動計画の決定

＜別添参考資料＞

参考資料４　神奈川県動物愛護管理行動計画（2019 年度～2023 年度）（案）